

石巻市職員災害時初動マニュアル(共通編)

1 《マニュアル作成の趣旨》

(1) マニュアル作成の目的

災害発生時、市職員は、避難所における被災者対応や災害応急対策など、市民の生活に直結した重要な役割を担っており、職員一人ひとりの迅速かつ適切な行動が市民の生命及び財産を保護することに大きく寄与することは、東日本大震災の経験から学んできたところである。

本マニュアルは、日頃から防災意識を高め、「いざという時」に適切な行動がとれるように、職員がとるべき行動の概要をまとめたものである。

(2) マニュアルの考え方

本マニュアルは、東日本大震災の経験から、「マニュアルが無かった」、「マニュアルに無い事態が発生した」等の事態の対処について、災害発生時に最低限必要な基本を記載したものである。

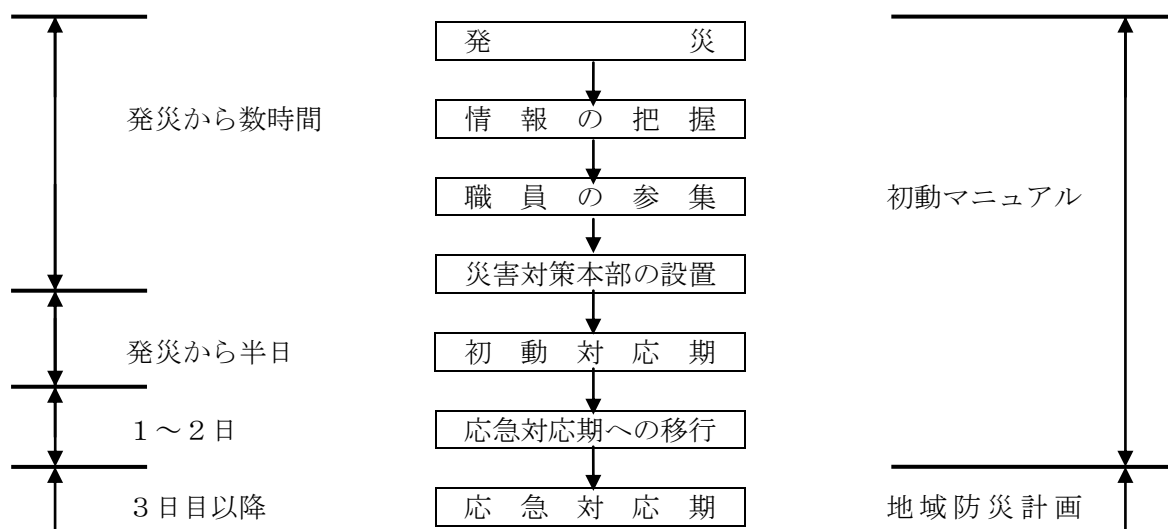
大災害に遭遇した場合、職場や職員同士の連絡手段は非常に限られたものになることから、職員個人の「判断力」と「行動力」が求められるので、普段から地域及び職場で「防災」についての意識を高め、災害発生に対する想像力を養うことが重要である。

また、新たな災害によってもたらされた課題や教訓等の解決方法を検討し、必要に応じて、マニュアルに反映するとともに、随時見直しを図り、より実効性の高いマニュアルとして、職員の災害に対する積極的な取組みを促すものである。

(3) マニュアルの範囲

本マニュアルは、発生から2日目までの初動対応期を念頭に構成しており、引き続き3日目以降に行う災害応急対策は、地域防災計画に基づき対応する。

また、初動期における各課の具体的な災害応急業務については、本マニュアルとは別に各自において、石巻市災害対応マニュアルに基づき、個人活動マニュアルを作成する必要がある。



2 《平常時の心構え》

災害の多くは、突発的に発生するものであり、その発生を予測することは困難であるため、市職員は、平常時から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を身に付ける必要がある。

また、災害対応については、すべての職員が災害担当者であるという自覚と責任のもと、被害を最小限にとどめるため、本マニュアルの習熟に努めるとともに、次の項目について日頃から心がける。

(1) 個人において

- ・ 何時いかなる状況にあっても情報収集のできる環境を整えておく。(エリアメール等の活用)
- ・ 震度、気象警報のレベルに応じて、自身の配備体制基準(別表)を常に確認し、家族との情報共有を行うとともに、石巻市職員非常(警戒)配備個人記録表(P6参照)を携帯する。
- ・ 家庭での家具の転倒防止や住宅の耐震化を行うなど、自分の生活基盤の安全を図る。

参集時に持参すべき携帯品のほか、非常食など持ち出し品の備蓄を行なう。

災害用伝言ダイヤルの活用や、災害時における家族の待ち合わせ場所や親類など遠隔地の連絡場所を決め、家族間の連絡手段を確認しておく。

災害時の参集経路について、ルートを検討を行うとともに、複数の経路を選定しておく。

参集経路の最悪の状況を想定し、徒歩も含めた複数の参集手段を決めておく。

災害時における行動力を身に付けるため、地元の町内会や自主防災会が行う防災訓練に積極的に参加する。

(2) 職場において

勤務中に被災した場合に備え、着替えや非常食などを準備しておく。

災害時に必要となる情報の入手先や入手方法について確認する。

棚やロッカーなどの転倒防止に努めるほか、机の上には必要以上に書類等を置かないなどし、災害時にワークスペースが確保できるようにする。

市や消防機関等が行う訓練に積極的に参加し、危機管理意識を高め、防災技術等を習得する。

3 《非常時への備え》

非常時への職員の備えとして重要なポイント

1. 非常時への精神的・物理的な備えを万全にする。
2. 自分自身及び家族の安全に備える。
3. 家族内の連絡方法を確立する。
4. 市職員としての役割を理解する。

- 1 市が実施する災害対応は、職員への精神的・物理的負担も増大する。市民を守るという強い自覚のもと、災害発生後に生ずる様々な困難を克服するため、事前の備えを万全なものとしておく。
また、地域で行なう防災訓練や市が実施する参集訓練の機会を捉え、各個人が自宅における様々な被害の発生について想定し、それに対する対策を立てておく。
- 2 大災害発生時に職員がまず考えなければならないのは、自身の安全確保であるが、常に冷静に考え判断し、行動することが大切である。時間の経過とともに身の回りで起り得る様々な状況を察知し対処する。
- 3 職員が災害に迅速に対応するためには、家族の安否確認が前提となる。災害用伝言ダイヤルの使用方法の確認や、連絡が取れない時の集合場所を決めておくなど、日頃から非常時の家族間の連絡方法を確立しておく。
- 4 東日本大震災における経験から災害対応については、応急対策、応急復旧、復興対策と長期的なものとなることから、こうした困難に対し、正面から立ち向かう勇気を持って市民生活の早期回復に努める。

4 《発災時の行動指針》

発災時の行動指針ポイント

1. 自分や家族の安全を確保する。
2. 生命に係る危険を排除する。
3. 正確な情報を把握する。
4. 参集できる状態か否かを判断する。

(1) 非常参集

非常時の対応は、以下に示す行動指針に準拠して行動する。

(基本的な行動指針)

災害発生時は時間の経過とともに一般の電話や個人の携帯電話等は、輻輳のため非常につながりにくくなる。非常参集の可否の連絡は、災害用伝言ダイヤルや携帯電話のメール等を活用し、可能な限り非常参集の可否の連絡を行う。

本来の所属部署に参集できないため、所属部署以外の場所に参集した場合など、所属長の指揮下に入ることができない場合には、その旨を所属長に報告する。

参集途中、負傷者等を発見した場合は、適時応援を求めるとともに自分のできる範囲で救護に努める。

参集途中の道路・建物等の被災状況等（通行可能かどうか）をできる限り把握し、参集場所に到着したら、直ちにその状況を災害対策本部に報告する。

被災状況をメモ等に記録する余裕がない場合、携帯電話のカメラ機能を活用し、現場の写真を記録する。

住民から提供される情報は、確実な情報とするため入手の時間、場所、情報源を必ず確認、記録し報告する。

公共交通機関及び道路等は、大混乱が予想されるため、迅速（確実）な参集方法として、徒歩、自転車、バイクも考慮する。

自宅から参集する職員は、動きやすい服装とするほか、数日間帰宅できないことが想定される場合は、数日分の食料、飲料水、着替え、雨具等を持参する。これらの物品は、ひとまとめにし、災害の影響を受けにくく、運び出し易い場所に保管する。

（市内にいない場合の対応）

外出先や旅行先など、災害の発生を覚知した時点での自己の状況を冷静に判断し、参集に向けた手段を直ちに検討する。ただし、被害を全く受けていない地域（他県等の遠隔地）で確認した場合は、電話連絡の中継係員としての役割があるので、連絡が取れるまではむやみに行動しない。

（自分や家族が被災した場合の対応）

まず、人命の保護及びけがの回復に全力を注ぐ。参集の可否は、回復の見込みも含めて報告する。

家屋等の被災のみの場合は、安全の確保が確認出来次第参集する。

（家族の安否が確認できない場合の対応）

家族の安否確認がとれない者は、安否確認がとれ次第参集する。

（周辺地域が著しく被災している場合の対応）

その地域において初期消火活動や救助活動に従事する。

救助機関（消防・警察等）に活動状況を説明し、可能であれば、市災害対策本部への連絡を依頼する。

（2） 職員の参集状況の把握及び安否確認

災害初期は、限られた職員で対応を行うこととなるため、職員の参集状況の把握が非常に重要となる。また、時間の経過とともに対応事項も増えるため、参集が把握できていない職員の安否確認も必要となる。職員の参集状況の把握及び安否確認は以下のとおりとする。

各災対部において安否確認担当者を決め、参集している者を確認する。

安否確認担当者は、参集していない者について、災害用伝言ダイヤル等あらゆる手段を活用し安否確認を行う。

（3） 情報収集・提供

災害初期の情報は、その後の対応を行う上で非常に重要なものであり、迅速かつ円滑に収集・整理する必要がある。また、災害初期は情報の確実性が必ずしも高くないため、できる限り多くの情報を収集し、情報の信頼性を向上させることが必要である。

情報収集・提供は以下のとおりとする。

(情報収集)

収集した情報は、各自メモ等に記載する。

収集した情報の入手した場所、時間、情報源を必ず記載する。

収集した情報は、遅滞なく、災害対策本部等に迅速に報告する。

(情報提供)

市民からの問い合わせに対しては、確認できた情報のみ提供する。予測、想像、個人の主観で対応しない。

市民からの問い合わせ、要望等はメモに残し、速答できるものと調査・準備が必要なものとに分けて対応する。

市民からの問い合わせは、たらい回しにせず、他部署にかかわる事項もできるかぎり対応する。その際に必ずメモに残すことを心掛ける。

(4) 健康管理

市民に対する対応は、職員自身が健康であることが第一の条件である。

災害対応時は極度の過労や睡眠不足といった体力的負担、傷病者や遺体の安置処置など悲惨な状況下での被災者との接触といった通常と全く異なる対応による心への負担により、体調を崩すことも考えられる。職員全員が個人で対応するだけでなく、組織対応の重要性を認識し、チームワークで対応するよう心がける。

避難所対応等、職員が業務にあたる際は、特定の職員に負担が集中しないよう職場内で話し合い、休憩や交代制を考慮したローテーションを行う。

悩み事や心配事は、個人で解決しようとせず、上司や同僚に相談する。

職員の心と体のケアのため、市民（被災者）と離れた場所に休憩スペースを確保するよう努める。

(5) 市民の目線に立った対応

地震発生後は誰でも極度の不安と緊張状態にある。また、市庁舎及び避難所に来る市民の多くは、既に何らかの問題や不安を抱えている事から、その点を心に留め対応する。

特に避難所においては、個人や家族のプライバシーも確保されない状態であることを考慮し、感情的な発言があっても、冷静な対応を心掛ける。

市民からの要望を聞く時や、会話をするときには市民と同じ目線の高さで対応する。

被災者は、市が持つ情報（市の対応方針含む）に非常に敏感である。市民に職員個人の憶測や確認の取れていない話をしない。

全ての市民に公平な対応を心掛ける。人命の危険及び緊急事態に関する事を除き、極力対応の例外を作らないようにする。

市民からの要望・意見は忙しい事を理由に先送りや聞きっぱなしにしない。

対応が困難な場合は安易な約束を避け、できること、できないことを明確に伝えるとともに誠実な対応に努める。

配備体制の基準

別表

名称	区分	配備基準		該当
		地震・津波	風水害	
警戒 配備	0号	(1) 市内で震度4の地震が観測されたとき。 (自動参集) (2) 総務部長が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 (自動参集) (2) 総務部長が必要と認めたとき。	
特別 警戒 配備	1号	(1) 津波注意報が発表されたとき。 (自動参集) (2) 副市長が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想される時、又は発生したとき。 (2) 副市長が必要と認めたとき。	
非常 配備	2号	(1) 市内で震度5弱・強の地震が観測されたとき。(自動参集) (2) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (3) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	(1) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (2) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	
非常 配備	3号	(1) 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。(自動参集) (2) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。(自動参集) (3) 避難指示を発令したとき。 (4) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 (5) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	(1) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 (2) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	

※ 配備体制におけるあなたの配備基準欄に○印を付け、平常時から確認し、家族にも周知すること。

石巻市職員非常(警戒)配備 個人記録表 所属 氏名	配備区分	主な召集基準		該当
		地震・津波	風水害	
	第0号配備	震度4の地震を観測	大雨、洪水、高潮警報のいずれかが発令	
	第1号配備	津波注意報が発令	市域に被害発生の予想	
	第2号配備	震度5弱・強の地震を観測	市域で局地的な災害発生	
	第3号配備	震度6弱の地震を観測又は津波、大津波警報が発令	市域の広範囲で災害発生	